

表1 差別に関する意識啓発・広報および差別禁止フレームワークへの国民のアクセス<sup>a</sup>

差別禁止・平等機関その他の専門機関が意識啓発・向上を目的として実施する措置 <sup>b</sup>					差別禁止フレームワークへの国民のアクセス	
	差別に関する統計の公表	国民意識の変革を目的とする広報キャンペーン	事業主に対する好事例の公表	国民一般への法的権利に関する情報提供を目的とする広報キャンペーン	法的フレームワークの複雑度 <sup>c</sup>	制度的フレームワークの複雑度 <sup>d</sup>
オーストラリア (FL)	○ (高)	○ (中)	○ (中)	○ (高)	中	低
オーストリア (FL)	○ (低)	○ (高)	○ (労働組合も実施)	○ (高)	低	中
ベルギー (FL)	○ (性差別: 高) (人種マイノリティ差別: 中)	○ (性差別: 中) (人種マイノリティ差別: 高)	○ (性差別: 低) (人種マイノリティ差別: 中)	○ (性差別: 中) (人種マイノリティ差別: 高)	中	低
カナダ (FL)	○ (高)	○ (低)	○ (中)	○ (中)	低	低
チェコ	×	×	×	×	高	EBなし
デンマーク	○	○	○	○	高	高
フィンランド	○ (性差別: 低) (人種マイノリティ差別: 中)	○ (低)	○ (性差別: 高) (人種マイノリティ差別: 低)	○ (低)	高	高
フランス	○ (中)	○ (高)	○ (中)	○ (高)	高	低
ドイツ	○ (低)	○ (中)	○ (高)	○ (高)	低	低
ギリシャ	性差別: ○ (中) 人種マイノリティ差別: ×	○ (性差別: 高) (人種マイノリティ差別: 中)	性差別: ○ 人種マイノリティ差別: ×	○ (性差別: 高) (人種マイノリティ差別: 中)	中	高
イタリア	×	○ (高)	×	○ (高)	中	低
日本 <sup>e</sup> (性差別のみ)	○ (高)	○ (高)	○ (高)	○ (高)	中	低
韓国 <sup>e</sup>	○	○	○	○	中/高	中
メキシコ	○ (高)	○ (高)	○ (高)	○ (高)	高	高
オランダ <sup>e</sup>	○ (中)	明示的な責務なし (低)	明示的な責務なし (中)	明示的な責務なし (低)	低	低
ノルウェー	○	○	○	○	中	低
ポーランド	○ (低)	○ (性差別: 高) (人種マイノリティ差別: 低)	×	○ (性別差別: 高) (人種マイノリティ差別: 低)	中/高	高
ポルトガル	○	○	×	○	高	中/高
スペイン <sup>e</sup> (性差別のみ)	×	×	×	×	高	EBは未機能
スウェーデン	○ (低)	○ (低)	○ (中)	○ (高)	中	低
スイス <sup>e</sup> (性差別のみ)	○ (高)	○ (中)	○ (高)	○ (中)	低	中
イギリス	○ (低)	○ (高)	○ (低)	○ (高)	中	中
アメリカ (FL)	○ (中)	×	ガイダンス文書の公表	○ (高)	低	低

EB: 差別禁止・平等機関、FL: 表中の情報は連邦法に関するもの。

- a) 性差別と明記していないものについては、性差別・人種マイノリティ差別双方をカバーするもの。
- b) 括弧内は、こうした措置を実施するEBの優先度を示す。「高」、「中」、「低」とはそれぞれEBの全体業務のうち表中に示す業務(上記の措置を実施)の重要性を示すもの。
- c) 「高」、「中」、「低」とはそれぞれ、労働市場における差別を禁止する中心的な法的枠組が、①個別法と一般法双方(例えば労働法、民法、刑法、雇用法、憲法)に組み込まれている、②特定分野(同一賃金、同一労働条件等)や対象(性差別、人種マイノリティ差別)に関する複数の差別禁止法の組み合わせによる、③単一の包括的な差別禁止法(あらゆる差別をカバーするもの)が存在する——場合を指す。
- d) 「高」、「中」、「低」とはそれぞれ差別禁止・均等政策の推進・執行に関連する所掌が、①二つ以上の機関(高)、②二つの機関(中)にまたがっているか、③単一の機関に統一されている(低)——場合を指す。
- e) 各国注:

【日本】人種マイノリティを対象とした個別の差別禁止法は存在しない。このため、ここでは人種・民族に基づく差別に関する分析を対象としていない。ただし、原則として労働者が差別事案を提訴することを認める法規定はある。

【韓国】制度的枠組の複雑性:制度的枠組の複雑度: 平等機関は一つであるが、実際には差別に関する問題を専門としていない。むしろ人権委員会が一般的な人権保障を目的として活動しており、専ら差別に関する役割を担う傾向にある(もともと、差別案件だけを取り扱う平等機関に比べると可視性は低い)。

【オランダ】差別禁止・平等機関は広報キャンペーン、統計情報の公表、事業主に対する好事例や行動規範の公表に関する明示的な任務はないが、政府がこうした目標に向かって積極的に取り組んでいる。

【スペイン】人種マイノリティを対象とした個別の差別禁止法は存在しない。このため、ここでは人種・民族に基づく差別に関する分析を対象としていない。ただし、原則として労働者が差別事案を提訴することを認める法規定はある。

【スイス】人種マイノリティを対象とした個別の差別禁止法は存在しない。このため、ここでは人種・民族に基づく差別に関する分析を対象としていない。ただし、原則として労働者が差別事案を提訴することを認める法規定はある。また、反人種差別委員会・差別撲滅サービスが差別の被害者に対するガイダンスやカウンセリングを提供することが可能。個別の平等機関は、州レベルに少数ある。

出所: OECD Employment Outlook 2008より訳出。